



宮 崎 県 公 報

平成29年1月26日(木曜日) 第 2864 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

規 則

○宮崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例
の一部の施行期日を定める規則…………… (総務課) 1

告 示

○救急病院の認定…………… (医療業務課) 1
○登録特定行為事業者の登録…………… (長寿介護課) 1
○有害興行の指定…………… (こども家庭課) 2
○保安林の指定予定の通知 (3件) …………… (自然環境課) 2

○保安林の指定解除の予定の通知…………… (自然環境課) 3
○道路の区域の変更 (2件) …………… (道路保全課) 3
○道路の供用の開始 (3件) …………… (“) 4
○土砂災害警戒区域の指定…………… (砂防課) 4
○土砂災害特別警戒区域の指定…………… (“) 5

公 告

○土地改良区管理規程の設定の認可…………… (農村整備課) 7
○家畜人工授精講習会修業試験の合格者…………… (家畜防疫対策課) 7
企業局企業管理規程
○企業局会計規程の一部を改正する企業管理規程…………… 7

規 則

宮崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。
平成29年1月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第3号

宮崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

宮崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例(平成27年宮崎県条例第38号)附則第3号に掲げる規定の施行期日は、平成29年5月30日とする。

告 示

宮崎県告示第47号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院等と認定した。
平成29年1月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
県立宮崎病院	宮崎市北高松町5番30号
独立行政法人地域医療機能推進機構宮崎江南病院	宮崎市大坪西1丁目2番1号
宮崎市郡医師会病院	宮崎市新別府町船戸738番地1
医療法人社団仁和会竹内病院	宮崎市霧島2丁目260番地
医療法人財団志清会阿波岐ヶ原病院	宮崎市阿波岐原町前浜4276-706

共立病院	延岡市中川原町3丁目42番地
県立延岡病院	延岡市新小路2丁目1番10
鶴田病院	西都市御舟町1丁目78番地
都農町国民健康保険病院	児湯郡都農町大字川北5202

2 救急病院等の認定の有効期間

平成29年2月1日から平成32年1月31日まで

宮崎県告示第48号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第20条第1項の規定により、次のとおり特定行為業務を行おうとする者の登録をした。

平成29年1月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

登 録 番 号	事 業 所		登 録 特 定 行 為 事 業 者		登 録 年 月 日
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	
451000183	特定非営利活動法人あ ったかほーむ愛あい小 規模多機能型居宅介護	日向市大字財光寺2939 番地 8	特定非営利活動法人あ ったかほーむ愛あい	日向市大字財光寺2939 番地 8	平成28年11月 8 日
451000184	トムソーヤ	日向市大字財光寺字大 原2993番地 3	特定非営利活動法人あ ったかほーむ愛あい	日向市大字財光寺2939 番地 8	平成28年11月 8 日
451000185	住宅型有料老人ホーム マイハート・KOKO	日向市大字財光寺字大 原2993番地 3	特定非営利活動法人あ ったかほーむ愛あい	日向市大字財光寺2939 番地 8	平成28年11月 8 日
451000186	住宅型有料老人ホーム 凜	日向市大字財光寺字中 ノ原1164番 1	特定非営利活動法人あ ったかほーむ愛あい	日向市大字財光寺2939 番地 8	平成28年11月 8 日
451000187	住宅型有料老人ホーム ジャックとまめの木	日向市大字財光寺字中 ノ原1182番 2	特定非営利活動法人あ ったかほーむ愛あい	日向市大字財光寺2939 番地 8	平成28年11月 8 日
451300011	マイハート・KOKO	日向市大字財光寺字大 原2993番地 3	特定非営利活動法人あ ったかほーむ愛あい	日向市大字財光寺2939 番地 8	平成28年11月 8 日
451300012	デイサービス凜	日向市大字財光寺字中 ノ原1164番 1	特定非営利活動法人あ ったかほーむ愛あい	日向市大字財光寺2939 番地 8	平成28年11月 8 日
451000188	住宅型有料老人ホーム 山之口	都城市山之口町富吉29 07番地	株式会社トータル・ケ アサービス	都城市山之口町富吉29 07番地	平成28年12月21日
451300013	デイサービスやまのく ち	都城市山之口町富吉29 07番地	株式会社トータル・ケ アサービス	都城市山之口町富吉29 07番地	平成28年12月21日
451300014	訪問介護事業所株式会 社トータル・ケアサー ビス	都城市山之口町富吉29 07番地	株式会社トータル・ケ アサービス	都城市山之口町富吉29 07番地	平成28年12月21日

宮崎県告示第49号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例（昭和52年宮崎県条例第27号）第14条第1項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

平成29年1月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

指定番号	種類	題 名	製作・配給会社名	指定年月日
28年-48	映画	寸止めスナック めす酒場	関根組 <オーピー映画>	平成29年1 月18日
28年-49	映画	痴漢電車 マン淫夢ごち	城定組 <オーピー映画>	
28年-50	映画	私の妻を抱いてください	後藤組 <新東宝映画>	
28年-51	映画	マタドール (原題) MATADOR	松竹 (スペイン)	
28年-52	映画	セクシリア (原題) LABERINTO DE PASIONES	松竹 (スペイン)	
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。			

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県告示第50号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成29年1月26日

- 1 保安林予定森林の所在場所 延岡市北川町川内名字山瀬山7434-5、7435、字木口山7924-1、7954-22、7954-26
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第51号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成29年 1月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 小林市野尻町三ヶ野山字山田口25
75-1、2575-5
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西諸県農林振興局並びに小林市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第52号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成29年 1月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡木城町大字中之又字中野 1
25-1、125-2、125-6
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林

部自然環境課及び児湯農林振興局並びに木城町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第53号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成29年 1月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 解除予定保安林の所在場所 都城市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 解除の理由 指定理由の消滅
- （「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸県農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第54号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成29年 1月26日から平成29年 2月 9日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年 1月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
24	県道	高鍋高岡線	東諸県郡国富町大字三名字前原40	旧	11.1～ 11.3	70.1
			62番1地先から同郡同町同大字同字4130番1地先まで	新	11.4～ 12.8	70.1

宮崎県告示第55号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成29年 1月26日から平成29年 2月 9日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年 1月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
207	県道	岩戸延岡線	延岡市鹿狩瀬町1199番5地先から同市同町1211番4地先	旧	9.3～ 26.3	181.4
				新	10.1～ 35.8	178.0

まで

宮崎県告示第56号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成29年 1 月26日から平成29年 2 月 9 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年 1 月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 388号	東臼杵郡美郷町西郷田代字谷内4657番 3 地先から同郡同町西郷田代同字4656番 1 地先まで	平成29年 1 月26日

宮崎県告示第57号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成29年 1 月26日から平成29年 2 月 9 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年 1 月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
24	県道	高鍋高岡線	東諸県郡国富町大字三名字前原4062番 1 地先から同郡同町同大字同字4130番 1 地先まで	平成29年 1 月26日

宮崎県告示第58号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成29年 1 月26日から平成29年 2 月 9 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年 1 月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
207	県道	岩戸延岡線	延岡市鹿狩瀬町1199番 5 地先から同市同町1211番 4 地先まで	平成29年 1 月26日

宮崎県告示第59号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成29年 1 月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
日南市	並松谷川	02- 322- 1- 013	土 石 流
	岡 迫 沢	02- 322- 1- 014	土 石 流
	四 枝 沢	02- 322- 1- 015	土 石 流
	竹之上谷	02- 322- 1- 016	土 石 流
	竹之下谷	02- 322- 1- 017	土 石 流
	脇本谷川	02- 322- 1- 018	土 石 流
	矢越谷川	02- 322- 1- 026	土 石 流
	装束谷川	02- 322- 1- 026- 新①	土 石 流
	西矢越谷川	02- 322- 1- 027	土 石 流
	知 田 沢	02- 322- 1- 028	土 石 流
	社宅谷川	02- 322- 1- 029	土 石 流
	社宅谷沢	02- 322- 1- 030	土 石 流
	下中村沢 2	02- 322- 1- 911	土 石 流
門脇谷川	02- 322- 1- 912	土 石 流	
柿原谷川	02- 322- 1- 913	土 石 流	

岡 迫 沢	02- 322- 1- 014	土 石 流	栄 松 - 2	I - 1 - 3132	急傾斜地の崩壊
四 枝 沢	02- 322- 1- 015	土 石 流	潟上下- 1	I - 1 - 3133	急傾斜地の崩壊
竹之上谷	02- 322- 1- 016	土 石 流	伊崎野- 1	I - 2 - 0212	急傾斜地の崩壊
竹之下谷	02- 322- 1- 017	土 石 流	脇本 - 1	II - 1 - 4596	急傾斜地の崩壊
矢越谷川	02- 322- 1- 026	土 石 流	脇本 - 2	II - 1 - 4597	急傾斜地の崩壊
西矢越谷川	02- 322- 1- 027	土 石 流	大牟礼- 1	II - 1 - 4606	急傾斜地の崩壊
社宅谷川	02- 322- 1- 029	土 石 流	大牟礼- 2	II - 1 - 4607	急傾斜地の崩壊
社宅谷沢	02- 322- 1- 030	土 石 流	大牟礼- 3	II - 1 - 4608	急傾斜地の崩壊
下中村沢 2	02- 322- 1- 911	土 石 流	大牟礼- 4	II - 1 - 4609	急傾斜地の崩壊
柿原谷川	02- 322- 1- 913	土 石 流	笹ノ久保	II - 1 - 4610	急傾斜地の崩壊
かなが谷	02- 322- 2- 005	土 石 流	原向 - 1	II - 1 - 4611	急傾斜地の崩壊
和田女沢	02- 322- 2- 009	土 石 流	脇本 - 3	II - 1 - 4612	急傾斜地の崩壊
和田 谷	02- 322- 2- 012	土 石 流	脇本 - 4	II - 1 - 4613	急傾斜地の崩壊
南矢越谷川	02- 322- 2- 014	土 石 流	脇本 - 5	II - 1 - 4614	急傾斜地の崩壊
宮 田 沢	02- 322- 2- 016	土 石 流	潟上下- 2	II - 1 - 4616	急傾斜地の崩壊
和田之沢	02- 322- 3- 001	土 石 流	潟上下- 3	II - 1 - 4617	急傾斜地の崩壊
脇本下谷川	02- 322- 3- 002	土 石 流	大牟礼- 5	II - 1 - 4619	急傾斜地の崩壊
柿 原	I - 1 - 0381	急傾斜地の崩壊	大牟礼- 6	II - 1 - 4620	急傾斜地の崩壊
鼓ヶ嶽	I - 1 - 0383	急傾斜地の崩壊	大牟礼- 6 - 新①	II - 1 - 4620- 新①	急傾斜地の崩壊
下 栄 松	I - 1 - 0384	急傾斜地の崩壊	大牟礼- 7	II - 1 - 4621	急傾斜地の崩壊
下栄松 2	I - 1 - 0385	急傾斜地の崩壊	伊崎野- 2	II - 1 - 4622	急傾斜地の崩壊
庄ノ嶺 2	I - 1 - 0389	急傾斜地の崩壊	伊崎野- 2 - 新①	II - 1 - 4622- 新①	急傾斜地の崩壊
庄ノ嶺 2 - 新①	I - 1 - 0389- 新①	急傾斜地の崩壊	和 田	II - 1 - 4624	急傾斜地の崩壊
原 向	I - 1 - 0396	急傾斜地の崩壊	栄 松 - 4	II - 1 - 4628	急傾斜地の崩壊
矢越 - 1	I - 1 - 3130	急傾斜地の崩壊	栄 松 - 5	II - 1 - 4629	急傾斜地の崩壊
栄 松 - 1	I - 1 - 3131	急傾斜地の崩壊			

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び日南土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第57条の 2 第 1 項の規定により、西諸土地改良区（小林市）から平成28年12月14日付けで申請のあった管理規程の設定を次のとおり認可した。

平成29年 1 月 26 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 管理規程の名称
浜ノ瀬ダム管理規程
- 2 認可年月日
平成29年 1 月 16 日
- 3 管理規程の概要

- 第 1 章 総則
- 第 2 章 ダム等の管理の原則
 - 第 1 節 流水の貯留及び放流の方法
 - 第 2 節 放流の際にとるべき措置等
- 第 3 章 洪水における措置に関する特則
- 附則

平成28年11月21日から12月22日まで実施した家畜人工授精に関する講習会の修業試験の合格者は、次の受講番号のとおりである。

平成29年 1 月 26 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 2 3 4 6 7 8 9

企業局企業管理規程

企業局会計規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

平成29年 1 月 26 日

宮崎県企業局長 関 師 雄 一

宮崎県企業局企業管理規程第 1 号

企業局会計規程の一部を改正する企業管理規程

企業局会計規程（平成14年宮崎県企業局企業管理規程第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（会計、経理及び報告セグメントの区分） 第 3 条 [略] 2 [略] 3 施行規則第40条第 2 項に規定する管理規程で定める報告セグメントの区分は、次のとおりとする。 （1）電気事業 ア 卸供給事業 イ 附帯事業 （2）・（3） [略]	（会計、経理及び報告セグメントの区分） 第 3 条 [略] 2 [略] 3 施行規則第40条第 2 項に規定する管理規程で定める報告セグメントの区分は、次のとおりとする。 （1）電気事業 ア 発電事業 イ 附帯事業 （2）・（3） [略]

附 則

この企業管理規程は、公表の日から施行する。

--	--